

よこはま水環境保全推進事業所の公開に関する取組実施要綱

制定 令和8年10月5日 み水第837号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）又は横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年条例第58号。以下「条例」という。）等で定められている水質汚濁の防止に関する基準に対して、より厳しい基準で排水等の管理を行っている事業所、又は水環境保全に関する自主的な取組を実施している事業所を「よこはま水環境保全推進事業所」として公開する取組（以下「本取組」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

本取組は、事業者の水環境保全への意識を高めるとともに、市民の安心と心地よさにつなげることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

よこはま水環境保全推進事業所 横浜市内に所在し、法及び条例等で定められている水質汚濁の防止に関する基準に対して、より厳しい基準で排水等の管理を行っている事業所又は水環境保全に関する自主的な取組を実施している事業所

（情報提供の要件）

第3条 よこはま水環境保全推進事業所としての情報提供を行うことができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 前条の定義に該当する者
- （2） 市が指定する電子申請システム上の内容に同意できる者

（情報の提供）

第4条 情報提供しようとする者（以下「情報提供者」という。）は、市が指定する電子申請システムにより市長に情報提供するものとする。

- 2 情報提供者が提供する情報は、排水基準に関する取組、構造基準に関する取組及びその他の水環境保全に関する取組とする。
- 3 市長は、前項の規定による情報提供を受けたとき、情報提供者が前条各号に掲げる要件を満たしていることを確認するものとする。

（情報の公開）

第5条 市長は、前条第3項の規定による確認の結果、情報提供者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、前条による情報提供内容を本市ウェブページその他適切な方法により公開するものとする。

- 2 前項の規定により公開した情報は、第6条又は第7条に掲げる事由がない限り、継続して公開するものとする。

（公開情報の変更）

第6条 前条第1項の規定により情報が公開されている者は、情報提供内容に変更が生じたときは、市が指定する電子申請システムにより、市長に再度情報提供するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による情報の提供を受けたとき、本市ウェブページにおいて公開情報の内容を変更するものとする。

（公開情報の削除）

第7条 市長は、第5条第1項の規定により情報が公開されている者について、次の各号のいずれかに該当するときは、公開を取りやめるものとする。

- （1） 市が指定する電子申請システムにより公開情報の削除を申し出たとき。

(2) 第3条各号の要件を満たさなくなったとき。

(3) その他重大な法令違反や事故等により、公開を継続することが適当でないと市長が認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本取組の実施に必要な事項は、みどり環境局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月14日から施行する。